

一般家庭の不燃ごみの出し方

家庭のごみでごみステーションに不燃ごみとして出せるものは、旧上宝村のときに出されていた「その他（埋め立てごみ）」、「金物」、「小型電化」のうち、透明袋（45ℓ以下、厚み0.05mm以上）に入る大きさの物です。

1. 出し方

透明袋（45ℓ以下、厚み0.05mm以上）に入れて、不燃ごみ処理券（六角形）を貼って出します。

2. 不燃ごみで出せるもの ※参考：高山市のごみ分別区分早見表より

- ・ゴム製品（靴、長靴、ゴム手袋、雨合羽など）
- ・せともの（割れた茶碗、花瓶、植木鉢など）
- ・ガラスくず（グラス、電球、窓ガラスなど）
- ・プラスチック製品（バケツ、おもちゃなど）
- ・金属くず（やかん、スプレー缶、フライパンなど）
- ・小型電化（ラジカセ、ドライヤー、トースター、電話機など）

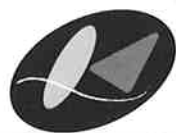
3. 不燃ごみで出せないもの

- ・袋に入らないもの（自転車、スキーなど）
- ・家電5品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン）
- ・有害な危険ごみ（農薬、殺虫剤、石油、オイル、バッテリーなど）
- ・その他（パソコン、タイヤ）

4. 出されるときにの注意点

- ・スプレー缶やガス缶は、使い切って穴を開けてから出して下さい。
- ・ライターは使い切って、中のガスを空にしてから出して下さい。
- ・割れた茶碗や、ガラス、包丁など危険なものは、いらぬ紙や布切れで包んで出して下さい。
- ・一斗缶などの中に入れてたりしないで下さい。（中身が確認できないため）
- ・発泡スチロール、乾電池、蛍光管、水銀温度計、水銀体温計は資源ごみですので、資源ごみ拠点集積所へお出し下さい。

■ごみの分別で分からないことがありましたら、上宝支所市民福祉課（TEL86-2111）または市役所環境資源課（TEL0577-35-3138）へお問い合わせ下さい。



お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 神岡衛生社 TEL0578-82-0337
FAX0578-82-5846

業務内容

- 一般廃棄物収集運搬/し尿、ゴミ（一般家庭・事業系） ●産業廃棄物収集・運搬 ●浄化槽清掃
 - 浄化槽保守点検 ●浄化槽工事 ●上下水道設備工事 ●下水道施設維持管理（終末処理場・管路）
 - 衛生設備維持管理 ●ビルメンテナンス/床清掃、排水管清掃、貯水槽清掃
 - 水質分析/環境分析、排水分析、建築物飲料水水質検査 ●環境衛生関連商品販売
- その他、環境衛生に関する全般のご相談に応じます。

石綿含有産業廃棄物の法律が一部改定されました

今回の改訂は、石綿による健康被害が社会問題となり、建物解体に伴って発生する石綿を含む廃棄物の適正処理(飛散防止)が重要な課題となったためです。この改正された法律は、平成18年10月1日から施行されています。

これに伴い、中間処理、運搬の許可についても変更の手続きが行われたため、石綿を含む建材をしばらくの間、受け入れることができませんでした。このため、一部の方には大変御迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

昨年の12月中旬頃から受け入れを再開しましたので、詳しい内容をお知らせします。

どのような建材に石綿が含まれているのか？

石綿セメント板(ケイカル板)

防音材(がんめん吸音板)

外壁材(サイディング)

内壁材(スレート板)

です。

これらを石綿含有産業廃棄物と呼びます。

この石綿含有産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿含有量が0.1重量%を超えるもの(廃石綿を除く)ものについては、「石綿含有産業廃棄物」として基準が設けられました。

ちなみに廃石綿(含有物ではなく石綿そのもの)は「特別産業廃棄物」になります。

石綿含有産業廃棄物を運搬するに当たっての注意点

- ①石綿含有産業廃棄物は、他の物と混ぜないで下さい。
- ②梱包や袋につめて飛散しないようにして下さい。
- ③1つの現場毎に契約書が必要です。
- ④石綿を含まない建材は、「石綿を含んでいません」というメーカーの証明書を添付して下さい。(証明書がない場合、石綿含有物扱いになります。)
- ⑤石綿含有産業廃棄物の処理料金は以下の通りです。

処分費	37,000円/m ³ (税抜き)
諸手数料	15,000円(税抜き) 契約毎
収集運搬費	9,200円/時間(税抜き)

法律の改正に伴い、皆様方にはご負担をおかけしますが、法改定の趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願い申し上げます。

またご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

(株)神岡衛生社 担当:廃棄物課 大上弘則 (TEL82-6930)